

# 第 4 回草津市農業委員会総会 会 議 録

令和 5 年 1 0 月 1 0 日

## 第4回農業委員会（総会）

令和5年10月10日  
午後1時30分から  
市役所 行政委員会室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 報告第24号  
農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について（報告）… 1件
- 第 3 報告第25号  
農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について（報告）… 3件
- 第 4 議 第43号  
農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 4件
- 第 5 議 第44号  
農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 9件
- 第 6 議 第45号  
草津農業振興地域整備計画の変更(編入)につき、議決を求めることについて  
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 1件
- 第 7 議 第46号  
農用地利用集積計画【農地中間管理権】(案)の決定につき、意見聴取することについて  
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 1件

## 1. 農業委員

### ・会議に出席した委員

1 番	奥村 厚夫	2 番	我孫子 利和	3 番	杉江 善博
4 番	角井 廣司	5 番	中島 春樹	6 番	中瀬 康夫
7 番	今井 修	8 番	田中 実	9 番	田中 治嗣
10 番	田中 廣之	11 番	中島 健一	12 番	木下 弥生
13 番	奥村 次一	14 番	堀 裕子		

### ・会議に欠席した委員

## 2. 農地利用最適化推進委員

### ・会議に出席した委員

1 番	辻 善一	2 番	田村 茂	3 番	中野 孝彦
4 番	山本 光作	5 番	佐山 末男	6 番	山岡 康一
7 番	山本 隆臣	8 番	山元 憲司	9 番	片岡 正春
10 番	一浦 秀樹				

## 3. 事務局

### ・会議に出席した職員

事務局長	相井 義博	参事	服部 英亜	主任	宇野 耀
------	-------	----	-------	----	------

### 農林水産課

課長	田中 昌高	主査	古田 実那
----	-------	----	-------

事務局長

では、只今から第4回草津市農業委員会総会を開催いたします。

当面、感染症対策として適宜、換気のため窓・扉の開放を行いますこと、ご了承願います。そして、会議途中に、体調がすぐれず、発熱の疑いがある場合、無理せず、お申し出いただきますよう、併せてお願いいたします。

本日、出席委員は14名中14名で、定足数に達し、総会が成立しておりますことを御報告いたします。

また、本日は傍聴の方はおられません。

なお、議案説明については、個人情報の関係から個人が特定されない表現で説明等を行いますので、御了承願います。

本日は、総会終了後に滋賀県農業会議から農業者年金にかかる研修を、続いて事務局から農地の納税猶予制度の研修、最後に、タブレット端末操作研修を予定しております。

本日も長時間となりますことから、円滑な審議にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

事務局長

では、農業委員会憲章の唱和を行いますので、ご起立願います。

私が、前文を私が読んだ後、「一、農業委員会は」と申し上げますので、続く文書の唱和をお願いします。

(農業委員会憲章の唱和)

事務局長

ありがとうございました。それでは、中瀬会長よろしくお願いたします。

会長

みなさま本日も大変お忙しい中、総会にご出席をいただきありがとうございます。ここ最近急に朝、夕涼しくなっております。みなさま、体調にはお気をつけ頂きたいと思っております。また、本日もタブレット研修がございます。長時間になりますがよろしくお願いたします。

会長

ただいまから、第4回草津市農業委員会総会を開会します。

本日の議事日程は、予め、お手元に配布いたしました通りであります。議第46号については、法改正前の計画名称となっておりますので、この場で差し替えをさせていただきます。

併せて、議案書表紙も差し替えをさせていただきます。変更点は、「集積計画」とあるものが、法改正により、「集積」と「計画」の間に「等促進」が付け加えられ、「農地利用集積等促進計画」と改めさせていただきます。

会長

それでは、これより日程に入ります。

日程第1会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、議席番号3番 杉江善博委員、議席番号12番 木下弥生委員、以上の兩人を指名いたします。

会長 次に、日程第2報告第24号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について」番号1番の案件を議題とし、事務局より報告事項の朗読と説明を願います。

事務局 報告第24号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について説明いたします。

この届出は、市街化区域内の自己使用目的に伴う転用です。

今月の届出は、1件です。議案書は、2ページでございます。

番号1番は、南草津一丁目に住所を有する届出人が共同住宅（12戸）の建設を目的として、届出人が所有する野村五丁目地先の田2筆計990㎡を転用されようとするものです。

届出地は、南西の道路高に合わせるように1m30cm程度の盛土を行われます。

南側、北側は高低差が生じないため土留め工はなされません。

西側は、擁壁を設置され、東側は高低差が生じないよう安定勾配を採用したのり面処理とされます。

雨水排水は、敷地一円に設置するU型水路から南西の雨水枒へ集水し、南側の道路側溝へ放流されます。

隣接地は、宅地・道路・田であり、農地の所有者は申請人であるため隣地承諾が必要な農地はございません。

なお、本届出につきましては、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の（2）の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番は9月11日付にて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗り、ご発言いただきますようお願いいたします。

（質問・意見なし）

会長 発言が無いようですので、報告第24号を終わります。

会長 次に、日程第3報告第25号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について」番号1番から3番までの案件を議題とし、事務局より、報告事項の朗読と説明を願います。

事務局 報告第25号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について説明いたします。

この届出は、市街化区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の届出は、3件です。議案書は、3ページでございます。

番号1番と2番は関連する案件であるため、一括で説明します。

番号1番、番号2番ともに、野路四丁目に事業所を構える、不動産事業者である譲受人が分譲住宅として、番号1番の譲渡人2名が持ち分2分の1ずつ所有する追分五丁目地先の田1筆138㎡と、番号2番の譲渡人2名が持ち分2分の1ずつ所有する追分五丁目地先の畑1筆635㎡総計773㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

届出地は、周辺の農地以外の筆も含む1,979.30㎡で開発行為が行われます。

南東から北西に向けて道路を新設し、分譲住宅（9戸）とする計画であり、最大1mの切土および30cmの盛土を行われます。

今回の工事によって、高低差が生じる箇所は擁壁やコンクリートブロックで土留めされます。

雨水排水は、宅地毎に雨水枡を設置し、新設される道路の側溝から南東の既設道路の道路側溝へ放流されます。

隣接地は、宅地・道路・雑種地・山林であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

番号3番は、栗東市に住所を有する譲受人が、自己用住宅建築を目的として、譲渡人が所有する、南草津プリムタウン二丁目地先の畑1筆175㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

届出地は、南草津プリムタウン土地区画整理事業にて造成、換地された土地であります。

土地区画整理事業で（畑として）造成されましたことから、今回、新たに造成工事等はございません。

隣接地は、道路・宅地・畑であり、畑の所有者は届出人であることから隣

地承諾が必要な農地はございません。

最後に、本届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番、2番は、9月12日付、番号3番は、9月20日付にて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。  
発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗り、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第25号を終わります。

会長 次に、日程第4議第43号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から4番までの案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 議第43号農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。  
この申請は、農地の権利移転・権利設定にかかる申請です。  
今月の申請は、4件です。議案書は、4ページから5ページです。

番号1番は、矢橋町に住所を有する譲受人が、譲渡人所有の矢橋町地先の畑1筆198㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲渡人は、令和元年に申請地を相続にて取得されましたが、令和3年に大阪府(吹田市)に転出されたことから申請地の管理に苦慮されておりましたが、今回、隣接土地を所有する譲受人との間で売買の話がまとまったため、本申請をなされました。

栽培計画については、畑で露地野菜を栽培される計画です。

また、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率利用要件については、現在所有する農地について全て耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、お住まいの地域であり問題ございませ

ん。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

番号2番は、野村七丁目に住所を有する譲受人が、譲渡人2名が持ち分2分の1ずつ所有する駒井沢町地先の畑1筆165㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲渡人は、京都市に居住していることから、畑の管理が困難であり、売却を望まれておりました。

隣接地を所有する譲受人と売買の話がまとまったため本申請をなされました。

栽培計画については、露地野菜を作付される予定です。

また、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率利用要件については、営農計画を確認したところ、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、生産組合長より同意をいただいていることから、問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

番号3番は、大津市に住所を有する譲受人が譲渡人の所有する、下笠町地先の田3筆4,030㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲渡人は、かねてより自ら耕作を行っておらず、賃貸借で農地を貸しておりましたが、売却したいという意向を持っておられました。

譲受人は、草津市内で2反ほど営農されており、今般、まとまった農地を探しておられた譲受人との間で話がまとまり、売買にて所有権移転されることになりました。

栽培計画については、水稻を作付される予定です。

また、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率利用要件については、現在所有する農地について全て耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。



第6号の地域調和要件については、生産組合長より同意をいただいていることから、問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

議案書5ページをご覧ください。

番号4番は、木川町に住所を有する譲受人が譲渡人の所有する、北大萱町地先の田1筆2,476㎡を売買にて取得されようとするものです。

申請地は、譲渡人が相続にて取得されましたが、自ら営農を行う予定がないため、管理に苦慮されており、譲渡人と同じ町内に居住する譲受人に売却の話を持ち掛けたところ、話しがまとまり、売買にて移転されることになりました。

なお、もともと当該地の一部において、譲渡人の父が牛舎を建築し牛を飼育されておりました。

今回、牛舎については軽微変更および農地転用手続きをとるべく、手続きを進めておられましたが、建築確認が取れておらず、違法状態であることが判明しました。

現在、譲受人により、牛舎の取り壊し作業が進められておりますが、これからの土地利用については、調整中であり、今回申請地を分筆して申請されたものです。

栽培計画については、水稻を作付される予定です。

また、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率利用要件については、現在所有する農地について全て耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、生産組合長より同意をいただいていることから、問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

以上、許可申請4件につきまして、添付書類等を確認いたしました。不備等はないものと考えますので、ご審議賜りますようお願いいたします。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番の案件につきましては、議席番号4番委員をお願いします。

4番 事務局からの説明がありましたとおりでございます。地目、現況共に畑であります。現在は休耕状態ではありますが、現状のまま畑に利用するというところでございます。よろしく願いいたします。

会長 番号2番の案件につきましては、議席番号7番委員をお願いします。

7番 駒井沢の案件でございます。譲渡人の方が京都在中の方であります。譲受人の方が隣接地に畑地を所有されております。隣接地等につきましても、何の問題もございません。よろしく願いいたします。

会長 番号3番の案件につきましては、議席番号8番委員をお願いします。

8番 3番の案件につきましては、譲受人が天津在中の方です。少し距離があるのが心配ではありますが、田植え機とコンバインをリースされ水稻をされるとのことです。経過を見ていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

会長 番号4番の案件につきましては、議席番号10番委員をお願いします。

10番 4番は北大萱町の案件であります。牛舎は解体され建物はございません。事務局からの説明のとおりでございます。よろしく願いいたします。

会長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗り、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。  
採決に入ります。

ただいま議題となっております議第43号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から4番までの案件を

原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第43号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から4番までの案件を原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第5議第44号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から9番までの案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 議第44号農地法第5条第1項の規定による申請について説明させていただきます。

この申請は、市街化調整区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の申請は、9件でございます。議案書は、6ページから13ページです。

番号1番と2番については関連する案件であることから、併せて説明いたします。

番号1番は、市内（追分南三丁目）で建設業を営む、譲受人が露天資材置場として、譲渡人の所有する岡本町地先の田2筆1,999㎡畑4筆673㎡計2,672㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

番号2番は、上述の譲受人が露天資材置場として、同じ譲渡人の所有する岡本町地先の田1筆46㎡を賃貸借にて借受け転用されようとするものです。

申請人は、市内（追分南三丁目）で建設業を営む事業者であり、市内での資材置場を確保するため、所有者と交渉していたところ、話がまとまったため本申請をなされました。

申請地は、北西側の傾斜地を含んだ土地利用計画となっており、高さをすり合わせるように、最大3m50cm程度の盛土を行い、北西側から60cmずつ程度の段差を三段階に分けて付け、土地利用を図られます。

土留め工として北東側には擁壁を設置され、北西の傾斜地から土が流入しないように、境界部分は切土し、法面処理を施されます。

雨水排水については、敷地内に設置した水路を通じて、敷地東側の沈砂池

に流入し、排水管を通じて前面道路の水路に放流されます。

申請地内の配置計画につきましては、申請地北西から順番に砕石、重機、建設防災器具、コンクリート二次製品などを配置されます。

なお、北西の一部が賃貸借になっている理由ですが、この地が土砂災害警戒区域（赤・黄色）に設定されており、土地利用を図ることはできないことから、東側の田に土砂等が流出しないための法面処理を行われるためであり、工事完了後に所有者に返されるものです。

隣接地は、田・畑・山林・道路であり、農地の所有者は申請人であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書、融資証明書の添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号3番について説明いたします。

番号3番は、矢橋町に住所を有する、不動産会社の代表である譲受人が、露天駐車場として、譲渡人が所有する青地町地先の地目畑、現況雑種地1筆242㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

申請地は、昭和25年に譲渡人が時効取得されたものでございます。

地目は、畑で農地であるものの、譲渡人は法人で、年月日は不詳ですが、耕作されないまま放置され、雑種地のように状況であるため、顛末書を添付のうえ、申請がなされました。

申請地は、進入口の道路より地盤高が高いので20cm程度の切土を行われます。

隣地との高低差が生じないことから土留め工はありません。

雨水排水は、敷地内に設置する水路から、北側の雨水枒を通じて北側道路側溝へ放流されます。

隣接地は、地目畑、現況宅地・宅地・道路であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、申請地からおおむね500m以内に志津小学校、志津保育園があることから、公益的施設の整備状況が一定程度に達している第3種農地と判断されます。

また、第3種農地での農地転用申請については、原則許可することとなっております。

一般基準については、工事見積書、残高証明書の添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号4番について説明いたします。

番号4番は、栗東市に事業所を有する不動産を営む法人こと、譲受人が北山田五条・山田地区計画に基づく開発として、譲渡人の各々が所有する北山田町地先及び山田町地先の田37筆25,674㎡、畑7筆1,676㎡、地目田、現況雑種地1筆452㎡総計27,802㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

本申請は、山田地区のまちづくり協議会を主体に方針を定め、市が策定した、市街化調整区域の地区計画に基づく申請になります。

申請人は、湖南地域を中心に宅地分譲等行っている事業者であり、地元からの要望もあり、まちづくりセンター、事業所（店舗）、分譲住宅の開発を計画され、本申請をなされました。

申請地は、東、西、北側と三方向から道路を新設する計画であり、県道大津守山近江八幡線に近接する東側に事業所、まちづくりセンター等を配置され、西側を住宅用地とされます。

申請地は、最大80cm程度の盛土を行われ、土留として敷地一円に擁壁を設置されます。

雨水排水については、宅地（78戸）、まちづくりセンター、事業所毎に雨水枡を設置し、敷地内の新設する道路側溝から、申請地南側の調整池に放流し、そこから一級河川山寺川に放流されます。

隣接地は、田・畑・道路・宅地・境内地・保安林・雑種地であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、街区の宅地化率が40%を超えている第3種農地と判断されます。

また、第3種農地での農地転用申請については、原則許可することとなっております。

一般基準については、売買契約書、工事見積書、通帳の写しの添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号5番について説明いたします。

番号5番は、守山市内で不動産業および土木建設業を営む譲受人が露天駐車（14台）場として、譲渡人の所有する駒井沢町地先の田1筆1,018㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

申請人は、不動産業と土木建設業を営んでおり、湖南地域一帯で宅地分譲、造成を行っておられ、事業拡大に伴い本申請地の売買協議が整ったことから本申請がなされました。

申請地は、南西側道路高に合わせるよう全体的に60cm程度の盛土をされます。

高低差が生じる箇所は無いことから、土留め工は設置されませんが、境界工としてコンクリートブロックを設置されます。

雨水排水は、敷地勾配をつけ、敷地の四つ角に設置する集水桝から周囲の水路へ放流されます。

隣接地は道路・宅地・水路であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街地が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、売買契約書、工事見積書・残高証明書の添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号6番は、京都府木津川市に住所を有する、借受人が、専用住宅として、貸渡人の所有する下笠町地先の田1筆297㎡を使用貸借にて借受け、転用されようとするものです。

申請人の関係は、親子です。

借受人は、現在京都府木津川市に仮住まいされておりますが、子供が誕生したこともあり、手狭となっていることから、実家に近い申請地を住宅適地と考え、本申請をなされました。

申請地は、60cm程度の盛土を行い、北側と東側に擁壁を設置されます。

雨水排水については、敷地北西に雨水桝を設置し、そこから前面道路側溝へ放流されます。

隣接地は、道路・地目畑、現況宅地・田であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投

資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。

また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書・融資証明書の添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号7番について説明いたします。

番号7番は、守山市内で不動産業を営む譲受人が露天資材置場として、譲渡人の所有する芦浦町地先の畑1筆106㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

申請人は、不動産業を営んでおり、湖南地域一帯で宅地分譲、造成を行っておられ、事業拡大に伴い本申請地の売買協議がまとまったことから本申請をなされました。

申請地は、南西側道路高に合わせるよう全体的に10cm程度の盛土をされます。

高低差が生じる箇所が無いことから、土留め工は設置されませんが、境界工としてコンクリートブロックを設置されます。

雨水排水は、敷地勾配をつけ、敷地南側に設置する雨水枡から道路側溝へ放流されます。

隣接地は、道路・畑であり、西側の畑以外からは隣地承諾を得られております。

なお、隣地承諾が一部得られなかった理由ですが、営農とは関係のないもの（個人的なトラブルによるもの）でありますので、許可することに問題はないと判断しております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、売買契約書、工事見積書・残高証明書の添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

番号8番と9番については関連する案件であることから、併せて説明いたします。

番号8番、9番ともに、大路二丁目に不動産業および土木建設業を営む、譲受人が露天資材置場として、譲渡人の3名が各々所有する穴村町地先の地目田、現況原野4筆計557㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

申請地は、長らく耕作が行われておらず、周囲の山林に浸食され、山林化しておりました。

現在は、雑木の伐採を行われ、原野のような様相を呈しております。

申請人は、今回の申請地周囲の地目山林についても既に所有されており、一体的に資材置場として活用するため、所有者と売買交渉を行ってきたところ、今回話がまとまったため、本申請をなされました。

今回、造成工事等はなく、現況のまま使用されます。

雨水排水については、浸透式とされます。(要綱あり)

隣接地は、山林・里道・水路・地目田、現況原野であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書、残高証明書の添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

以上9件、添付書類等確認いたしました。不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。1番から3番までの案件につきましては、議席番号1番委員をお願いします。

1番

1番と2番の案件でございますが、事務局からの説明のとおりであります。北側隣接地に田がございますが、譲渡人が所有者でございますので、問題ございません。

3番の案件につきましては、周囲はすべて住宅地であります。周りに農地等はありませんので何の問題もないと考えます。よろしく願いいたします。



会長 4 番の案件につきましては、議席番号 6 番委員の私が補足説明をします。

6 番 4 番の案件でございますが、面積がとても広い案件であります、事務局からの説明のとおりでございます。隣接地につきましても問題はないと考えます。よろしく願いいたします。

会長 5 番の案件につきましては、議席番号 7 番委員お願いいたします。

7 番 事務局から説明がありましたとおりであります。周辺には田はなく、隣接地についても問題はございません。よろしく願いいたします。

会長 6 番の案件につきましては、議席番号 8 番委員お願いいたします。

8 番 事務局の説明のとおりでございます。よろしく願いいたします。

会長 7 番から 9 番までの案件につきましては、議席番号 10 番委員 お願いいたします。

10 番 7 番の案件につきまして、事務局からの説明のとおりであります。資材置場にされるということです。

8 番、9 番は関連した案件でございます。資材置場にされるということです。何の問題もないと判断いたしました。よろしく願いいたします。

会長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗り、ご発言いただきますよう、お願いいたします。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第 44 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号 1 番から 9 番までの案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第44号農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、番号1番から9番までの案件は原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第6議第45号「草津農業振興地域整備計画の変更（編入）につき、意見を求めることについて」を議題とします。

会長 それでは、議第45号「草津農業振興地域整備計画の変更（編入）につき、意見を求めることについて」を議題として、農林水産課より議案の朗読と説明を願います。

農林水産課 わたくしの方からは、議第45号「草津農業振興地域整備計画の変更」につきまして、申請内容を説明させていただきます。

この変更内容は、農振の編入となっております。この編入とは、農用地区域外の白地を農用地区域に入れ農用地または農業用施設用地にすることを指しております。

それでは、お配りしております、草津農業振興地域整備計画書（農用地利用計画変更案）をご覧ください。今回農振編入についてご審議いただきたい案件は、北山田町2546番1でございます。一点誤りがありますので、訂正させていただきます。現況地目が田ではなく宅地となっております。編入する面積は、800.30㎡のうち全面積分800.30㎡でございます。当該地は現在宅地ではありますが、今後敷地すべてを農業用として使用するため、農業用施設用地へ編入するものであります。申請者は北山田町内で広大な面積を耕作する農業専業者であり、今後敷地のすべてを農業用として使用する意向をお持ちであるため、今回当該地を農用地区域に組入れ農業用施設用地へ用途を限定するものであります。

簡単ではございますが、「草津農業振興地域整備計画の変更」について説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

会長 以上で農林水産課の説明が終了しました。これから質疑に入ります。

ただいまの農林水産課の説明に対して、発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗り、ご発言いただきますよう、願います。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第45号「草津農業振興地域整備計画の変更（編入）につき、意見を求めることについて」を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第45号「草津農業振興地域整備計画の変更（編入）につき、意見を求めることについて」は、原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第7議第46号「農用地利用集積等促進計画【農地中間管理権】（案）の決定につき、意見聴取することについて」を議題としますが、この案件については、議席番号3番 杉江善博委員、9番 田中治嗣委員、12番 木下弥生委員の各農業委員は、当事者こと、法人の代表者、本人、もしくは同居の親族でございますので、農業委員会等に関する法律第31条に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をいただきます。

関係事案の終了後には、再入室いただきます。

なお、10番 一浦秀樹委員につきましては、農地利用最適化推進委員であり、農地法審査の議決権が付与されておりませんことから、議事参与の制限には該当しないことを申し添えさせていただきます。議席番号3番 杉江善博委員、議席番号9番 田中治嗣委員、議席番号12番 木下弥生委員の各委員は退席を願います。

(各委員 退席)

会長 それでは、議第46号「農用地利用集積等促進計画【農地中間管理権】（案）の決定につき、意見聴取することについて」を議題として、農林水産課より議案の朗読と説明を願います。

農林水産課 議第46号「農用地利用集積等促進計画【農地中間管理権】（案）」について説明させていただきます。

こちらにつきましては、農地中間管理事業促進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画（案）について農業委員会に意見を求めるものでございます。事前にお配りさせていただいております資

料で、一部訂正がございますので、訂正部分も含めて説明させていただきます。

農用地利用集積等促進計画（案）について資料をご覧ください。一枚めくっていただきますと、変更の内容について記載させていただいております。上段部分につきましては、設定の筆数でありますとか設定面積が記載されておりまして、左側が訂正前、右側が訂正後となっております。詳細につきましては、下段に今回申請から外した筆一覧がございます。

また、今回変更した一覧ということで載せさせていただいております。今回につきましては、全体で74筆、101,339㎡の農用地利用集積等促進計画の修正がございました。簡単ではございますが、「農用地利用集積等促進計画」の内容についての説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようお願いいたします。

会長

以上で農林水産課の説明が終わりました。これから質疑に入ります。

ただいまの農林水産課の説明に対して、発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗ってから、ご発言いただきますようお願いいたします。

（質問・意見なし）

会長

無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第46号「農用地利用集積等促進計画【農地中間管理権】（案）の決定につき、意見聴取することについて」を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

会長

挙手全員であります。

よって、議第46号「農用地利用集積等促進計画【農地中間管理権】（案）の決定につき、意見聴取することについて」は、原案のとおり決定いたしました。

会長

審議が終了しましたので、議席番号3番 杉江善博委員、議席番号9番 田中治嗣委員、議席番号12番 木下弥生委員の入場を認めます。

（委員 再入室）

会長

以上で、本日の会議に付議された許可等の各案件は、すべて議了されたも

のと認めます。

閉会 15時20分

草津市農業委員会会議規程第19条

第2項によりここに署名する

令和5年10月10日

会 長 中瀬 康夫 \_\_\_\_\_

署名委員 杉江 善博 \_\_\_\_\_

署名委員 木下 弥生 \_\_\_\_\_